

裾野市ごみステーション設置基準

平成27年9月18日

(目的)

第1条 この基準は、市民の良好な生活環境の保全と、安全かつ効率的なごみの収集作業を確保するため、裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年裾野市条例第4号。以下「条例」という。）第11条及び裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年裾野市規則第10号。以下「規則」という。）に規定するごみステーションの設置について、必要な事項を定めるものである。

(協力義務)

第2条 市民は、前条の目的を達するため、適切にごみステーションの設置に協力するものとする。

2 共同住宅を建設する者、又は住宅地を開発する者は、ごみステーションの利用、又は設置について、対象地区の区長と事前に協議し、ごみステーションを新たに設置する場合は、ごみステーションの設置に協力するものとする。

(ごみステーションの基準)

第3条 条例第11条第1号に定めるごみステーションの指定におけるごみステーションの基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 燃えるごみ、燃えないごみ(埋立ごみ)及びプラスチック製容器包装の集積場(以下「一般ステーション」という。)1か所当たりの一般住宅における利用世帯は、概ね

20世帯以上とする。

(2) 一般ステーション1か所当たりの共同住宅における利用世帯は、概ね10世帯以上とする。

2 資源ごみの集積場(以下、「資源ステーション」という。)及び粗大ごみの集積場(以下「粗大ステーション」という。)については、利用世帯数、ごみステーション周辺の安全性及びごみステーション間の距離等を総合的に勘案し、1つの区につき最大5か所まで指定できるものとする。

3 ごみステーションの位置は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場所であること。

(1) ごみの収集作業に支障なく、危険な場所でないこと。

(2) ごみステーションの利用者及び近隣者の同意があり、土地所有者から承諾を得ていること。

(3) 道路に面する場所で、ごみ収集車が容易に転回又は通り抜けができること。

(4) 公共用地を利用する場合は、事前に公共用地の管理者と協議がなされていること。

(5) ごみの集積、収集に必要な面積を確保できること。

(ごみステーションの位置の指定)

第4条 市は、規則第2条の2に規定する申請内容が第3条に適合すると認めた場合は、区長に対して位置の指定と利用開始日を連絡するものとする。

(利用者への周知)

第5条 区長は、市からゴミステーションの利用開始の連絡を受けた場合は、利用者とその旨を周知するものとする。

(ごみステーションの管理)

第6条 ごみステーションは、飛散防止、清掃等により、常に清潔の保持に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年10月1日から施行する。